

【お知らせ】

2019年12月吉日
JXTGエネルギー株式会社

『ENEOSでんき（myプラン）約款』の改定に関する新旧対照表

日頃より弊社の電気をご使用いただき誠にありがとうございます。

さて、弊社は、2019年12月27日付けで、弊社料金システムの仕様変更等に基づき、『ENEOSでんき（myプラン）約款』を改定させていただきます。

なお、この約款改定に伴う電気料金単価等の変更はありません。

何卒、引き続き相変わらずのご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

旧 約 款（2019年10月1日実施）	新 約 款（2019年12月27日実施）
<p>第13条（電気料金の算定） (4) 電気料金の算定期間 電気料金の算定期間は、<u>次の①及び②の場合を除き、原則として</u>前月の検針日又は計量日から当月の検針日又は計量日の前日までの期間といたします。 <u>① 電気の供給を開始し、再開し、若しくは停止し、又は本契約が終了した場合</u> <u>② 契約プラン、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合</u></p>	<p>第13条（電気料金の算定） (4) 電気料金の算定期間 電気料金の算定期間は、<u>電気の供給を開始し、再開し、若しくは停止し、又は本契約が終了した場合を除き、</u>前月の検針日又は計量日から当月の検針日又は計量日の前日までの期間といたします。</p>

※上記に記載の条数は、「ENEOSでんき（myプラン）約款」（関西電力エリア）の場合となります。

以 上